

「山梨県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」の概要

第1 趣旨

■方針の位置付け

- ・公共建築物等木材利用促進法第8条第1項に基づく、県内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針

■計画の対象

- ・県が整備する公共建築物、公共土木工事、木製工作物、木製品、木質バイオマスボイラー等

■木材の利用

- ・公共建築物等への県産材の利用を促進

第2 山梨県の森林資源の状況等

■県内の森林の現状等

- ・森林率、人工林面積、樹種別面積等の本県森林の特徴
- ・本県森林の46%を占める県有林はFSC森林認証を取得済

■県内の人工林の齢級構成等

- ・森林資源が充実し、利用可能期に達している人工林が増加
- ・森林資源の循環利用の観点から、木材利用の拡大が必要

第3 公共建築物等への木材利用の意義

■木材の良さ(木材の特性)

- ・木材は断熱性に優れ、炭素を貯蔵する再生可能資源
- ・新たな木質部材の開発による木材利用の可能性の拡大

■木材(県産材)の利用促進の意義

- ・県民の暮らしや産業を支える森林の有する多面的機能
- ・県産材需要拡大は、森林の適正な整備や製材業・住宅産業などの地域産業の振興にも寄与
- ・県内の公共建築物の木造化・木質化は、地域の住宅産業の担い手育成のためにも重要

第4 公共建築物等への木材利用促進施策の基本的事項

■木材利用を促進すべき公共建築物

- ・地方公共団体及びそれ以外の者が整備する公共建築物

（学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、公民館等)、公営住宅、庁舎、公共交通機関の旅客施設など）

■積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

- ・耐火建築物又は主要構造部を耐火構造とすることが求められない低層(高さ13m以下、延べ面積3,000㎡以下等)の公共建築物
- ・H27年度の建築基準法見直しにより、3階建ての木造校舎等について、一定の防火措置を行うことで準耐火構造での建築が可能となったため、当該建築物についても積極的に木造化を促進
- ・耐火建築物であっても、木質耐火部材の活用等により木造化が可能と判断されるものは木造化を促進
- ・CLT工法の採用や部分的なCLTの活用による木造化を促進

■公共建築物への木材利用促進のための施策の具体的方向

- ・低層公共建築物は木造化、困難な場合は内装木質化を促進
- ・強固な構造が必要な場合は、木造と非木造の混構造による木造化を促進
- ・CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用を努める
- ・木製の机等の備品及び木質バイオマスボイラーの導入を促進
- ・公共土木工事及び公共施設工作物への木材利用を促進
- ・県は、木材の利用・供給に係る関係者と連携し、木材の利用の促進及びクリーンウッド法に基づく合法伐採木材の安定的な供給の確保のための施策を展開
- ・県産材認証制度やCOC認証制度を合法性の確認に活用

第5 県が整備する公共建築物等への木材利用目標

■公共建築物等における木材利用

- ・県が整備する低層の公共建築物は原則として木造化
- ・低層、高層にかかわらず、県民の目に触れる機会が多い部分を中心に内装等の木質化
- ・木造化や内装木質化にあたってはCLT、木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に取り組む
- ・木質バイオマスボイラーの導入を促進

■公共土木工事等における木材利用

- ・県の公共土木工事は可能な限り木材を使用した工法を採用

■県産材の利用

- ・木材の利用においては、可能な限り県産材の利用に努める

第6 木材の適切な供給の確保に関する事項

■木材の安定的な供給の確保

- ・林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性向上
- ・木材需給や木材利用の状況に関する情報の共有化
- ・公共建築物等への県有林材利用を計画したグループとの協定に基づく直接販売の仕組みなど、木材の安定供給体制の整備

■木材の利用に関する技術の開発等

- ・木材製造業者等の新たな製品開発に対する支援
- ・木材製造業者等の木材製品の製造施設、機械の整備に対する支援

第7 その他木材利用促進に関する必要事項

■公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

- ・部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストを低減
- ・建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄コストを含むライフサイクルコストについて十分検討
- ・劣化対策等を適切に行った木造施設は長期にわたり利用が可能であることを考慮

■公共建築物等の整備における支援

- ・木材の利用の促進に取り組む設計者等の人材の育成
- ・公共建築物等を整備する者に木材の利用に関する専門的な知見を提供

■公共建築物等における木材利用促進体制の整備

- ・庁内関係部局で構成する県産材利用促進会議等において、副知事をトップとする体制により、木材の円滑な利用促進について検討
- ・本方針に基づく公共建築物等における木材利用促進の取り組み状況を公表